

地方官衙と歌木簡

—秋田城跡出土歌木簡をめぐつて—

竹内 亮

八九〇—一九九〇年)出土の第一七九号木簡である。²同木簡は秋田城外郭東門の東南に位置する土取穴 SG一〇三一から出土した。この歌木簡には年紀が記されていないが、出土状況と共に伴遺物からある程度年代を推定することができるので、まずはこの点を検討しておきたい。

はじめに

筆者も参加した委託共同研究「『万葉集』と歌木簡—東アジアにおける詩歌の場と記録メディアの展開」では、国内外の各地で出土している詩歌や典籍の内容を記した木簡について可能な限り実物の観察を目指し、各所蔵機関への出張調査を行い、あるいは資料館等での展示機会を利用して多数の木簡实物を目にすることができた。こうした各地での調査により多くの貴重な知見が得られたが、本稿では特に秋田城跡から出土した歌木簡を取り上げ、調査成果の紹介とそこから導かれた若干の所見について述べることとする。¹

— 歌木簡の年代 —

本稿で検討対象とする歌木簡とは、秋田城跡第五四次調査(一九

五)に至る。八世紀末から九世紀初頭頃には新たに外郭柱列壙(III期材木壙)の構築が開始され、泥炭層はIII期材木壙構築に伴

う整地土によつて覆われた。このように泥炭層出土木簡群の年代は、上限が天平宝字三年以降のⅡ期築地塀構築時点、下限が延暦十四年以降のⅢ期材木塀構築時点であり、その中でも延暦十年台前半に集中すると考えられてきた。

今回の共同研究における木簡調査では、一点の木簡釈文を再検討することにより、木簡群の年代推定に関わる重要な成果を上げることができた。このたび検討対象として取り上げたのは第五一号木簡である。まず、現時点で公表されている同木簡の釈文を掲げる。⁴

・「カ」

奉神
・「
・「山方郷大伴部白麻呂上□□石」

□□九□五月」317×35×10(mm) 032型式

上端に切り欠きを有する完形の付札木簡である。表面の「山方郷」は『和名類聚抄』に見える出羽国最上郡山方郷に相当する。表面未読部分の一文字は米偏が残存しており、「糲」の可能性が考えられている。地方から出土する糲の付札木簡には一石の数量表記を有する例が多く、表記される行政単位はサト（郷・里）以下に限られることが指摘されており、これらは田租として郡内から徴収した糲（穀）を春成せずそのまま郡の正倉へ送る際に付けられた付札と理解されている。⁵ 第五一号木簡も恐らくこうした田租付札であり、裏面に年月を記すこと等からみても、最上郡の租穀を正倉へ収納するために同郡内で付けられた公的な荷札であると考えられる。その後、

何らかの必要が生じて租穀を最上郡正倉ではなく出羽国府である秋田城へ送る必要が生じ、当初の荷札を受けたまま秋田城に納入され、ほどなくして穀は消費され、荷札は投棄されたのであろう。⁶

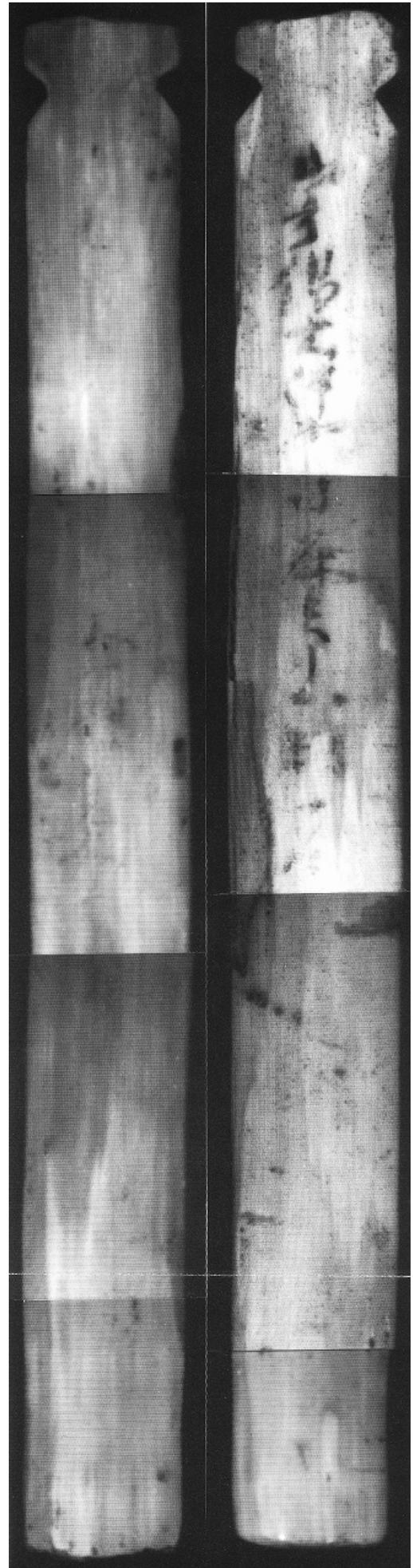
一方、裏面については、このたびの調査により、既公表の釈文とは異なる釈读案を得るに至った。裏面の釈读案のみを掲げる。

・「
天平神□□年□月」（※波線は異同箇所）
〔護カ〕

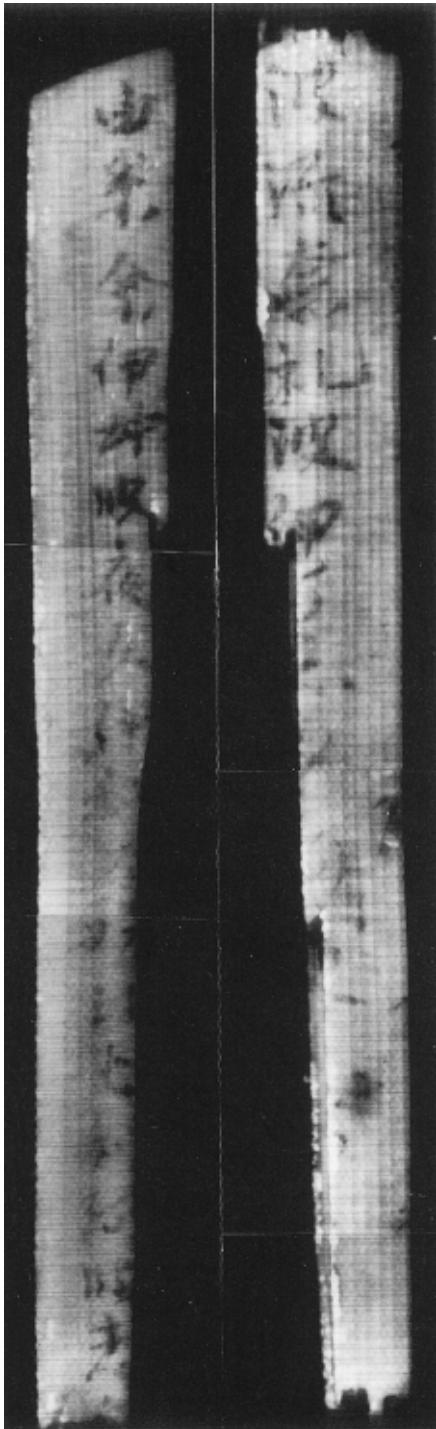
公表釈文との最大の相違は、「奉神」とされていた箇所を「天平神護」年号と解した点である。文字資料集掲載の赤外線写真でも確認できるように、「奉」とされていた部分は一文字とみるにはやや縦長であり、「天平」の二文字とみて何ら問題ない。「護」については旁の草冠がわずかに残る。公表釈文ではこれより下を改行しているが、「九」とされていた部分は「年」の第一・二画に当たると見られ、大振りに「年」字を記した結果、やや左に筆画がはみ出したのであろう。「月」字も左に寄せず中央行に配されていることが赤外線写真でも明瞭に確認でき、裏面は全体として中央に一行書きで記されていると判断できる。

以上のように、第五一号木簡は天平神護年間（七六五～七六七）の田租荷札であり、秋田城で穀が消費された後に不要になり廃棄されたものと考えられる。このことは、SG一〇三一から出土した木簡の年代を考える上で重要な意味を有する。従来、同遺構出土の紀

秋田城跡出土第五一号木簡（原寸の八〇%）



秋田城跡第一七九号木簡（原寸）



年木簡は延暦年間の物しか知られていなかつたため、年紀不明木簡についても延暦年間の年代を推定されることが多かつた。これは第一七九号歌木簡についても同様であり、かかる年代觀を前提として、天応二年（七八二）六月に陸奥出羽按察使に任じられた大伴家持がこの歌木簡の作成に深く関わっているという説も出されていた。⁷しかし、泥炭層形成の上限期に迫る年紀を持つ木簡の存在が明らかになつた以上、歌木簡の年代は四字年号期後半から延暦期までのやや広い時間幅の中に位置づけ直す必要があると言えよう。

一 歌木簡の釈文と形状

次に歌木簡、すなわち第一七九号木簡そのものに関する調査成果について言及する。まず、実物観察による釈読案を掲げる。

- ・ 「□ □ □ □」
波流奈礼波伊万志〔可之カ〕
〔移カ〕
・ 「□ □ □ □」
〔左側面〕
・ 「『由米余伊母波夜久伊□□奴□止利阿波志□』」
（裏面）
(181) × (20) × 6(mm) 081型式

今回の調査では新公表釈文で読み切つていては異見を挟む余地はなく、未読部分のうち三文字のみについて追加推定を行

つた（波線部）。追加推定箇所のうち「可」は文字の右側だけの残存で旁の可能性があり、阿・河・珂などかもしだれない。その上の文字は旁が夕・久などになる字形であるが、やはり右側だけの残存で釈讀はできなかつた。裏面の「移」は禾扁が明瞭であり、「伊移」で副詞の「いや」等になる可能性がある。

この歌木簡については、新公表釈文の発表後に栄原永遠男氏が詳細な实物調査により墨書に関する新たな指摘を行つてゐる。⁸指摘の一つは、表面から見た左側面に四文字程度の墨痕が残存している事実である。これは原材の墨書面を切つてこの木簡の板材が取られたことを意味するので、この左側面の墨痕は歌木簡の内容とは関連しない。ただし、この位置に原材段階の墨書が残存していることで、歌木簡としての左側面（の上部）は生きていることが証明される、という意味で重要である。いま一つは、表面・裏面共に記されている「波」「伊」「志」の字形が表裏で異なることから、表裏は別人の筆記によるという指摘である。さらに、木簡上端は斜め方向の切り折りであり、これは木簡として整形した際の加工であつて上端は木簡としての原形を保つていて、とする。以上三点の指摘について

は、今回の調査で再検証した結果いずれも妥当と認められたので、釈読案では左側面の墨痕を追加し、裏面には別筆を示す記号を付し、表裏とも上端が生きていることを示す記号を付した。

ところで、表面右行には三箇所に墨痕の残存がある。これらの墨

痕は新公表歌文で採録されており、今回の調査でも木簡の右側が欠損したことにより右行の左端がわずかに残存したものと認められた。一方、栄原氏はこれらの墨痕について、現状の歌が書かれる前に表面に記されていた別の墨書が削り残りによつて残存したものとし、歌木簡としては表裏とも一行書きであるとした。しかし、この見解には賛成しがたい。この点は歌木簡の形状復元にも関わつてくるので、以下に表面右行の墨痕をめぐる私見を述べたい。

栄原氏の解釈で不自然なのは、一行書きであるにもかかわらず、表面・裏面ともに歌が同一側に寄せて書かれている点である。通常、一行書きの木簡は材の中央に書くのが普通であり、人間の心理からみてもそれが自然であろう。しかも表面・裏面はそれぞれ別人の筆によるのだから、栄原説に従えば筆記者は両名ともこのようないふ然な文字配置を選択したことになつてしまふ。それよりも、表面は元来二行以上の行数があり、右側が欠損して現状のようになつたとみるのがより自然な解釈であろう。

では、表面右側の欠損部には何が記されていたのであろうか。ここで参考になるのが裏面の記載である。裏面は、右端行すなわち一行目に歌一首を記し、二行目以降は書かずに空白のまま残している。敢えて木簡の右端に寄せて書き出し、しかもこの歌以外の文言（例えれば題詞や左注など）は記されていないのであるから、当初は左の余白部分にも二首目以降の歌を記すつもりだったのではないか。し

かし、何らかの理由でそれは書かれずに終わった。そしてこのような書式は、表面とも共通しているのではないだろうか。すなわちこの木簡の書式とは、表裏とも一行につき一首ずつ複数の歌を列記してゆくというものだったのではないかと考えたい。

以上の私見はもちろん一つの可能性に過ぎないが、その蓋然性が少しは高まるであろう要素を、文字配置以外にも見出すことができる。既に述べたように、この木簡は墨書のある原材を切つて二次的に利用したものであり、木簡材を切り出す際には原材の墨書面がこれから作成すべき木簡の側面に来るようにしている。このような材の取り方をするのは、この原材の墨書面から見た奥行き（厚み）がかなり深かつたためであろう。すなわち、この原材は角材のような形態であったと想定できる。栄原氏は原材の墨書について、柱などに記された番付ではないかとするが、妥当な見解である。木簡の上端は木簡材を取る際の切り折りによつて斜めになつているから、実際にはそれほど幅広ではなく幅四～五cm程度だろうが、複数の行を記す幅を確保するために柱のような大きな原材から木簡材を取つたと考えられるのである。

私見をまとめると以下のとおりである。この歌木簡の元來の形状は、現状よりも表面右側方向にもう少し幅が広く、表面には二首以上、裏面には一首の歌がそれぞれ一行一首ずつ記されていた。本来は裏面も表面と同様に複数首の歌が記されるはずであったが、一首

のみで終わった。これがこの歌木簡の元來の姿であつたと考える。要するに、この木簡には少なくとも三首以上の歌が二人以上の手によつて表裏に記されていたのである。

三 歌木簡の用途

栄原氏の集成によると、歌木簡は都城遺跡や地方官衙などを中心に現在一六点が発見されている。この他に歌句の一部と考えられる文言を断片的に記した木簡が各地で多数見つかっており、その中には元々歌全体を記していたが破損して断片化した木簡が含まれているはずであるから、実際の歌木簡の現存数はもう少し多くなるだろう¹⁰。これらの歌木簡の中で、明らかに二首以上の複数の歌を記したと認められるのは、秋田城跡出土第一七九号木簡の他には、宮町遺跡（紫香楽宮跡）から出土した一点のみしか今のところ存在しない。複数の歌を記している点で、秋田城跡出土歌木簡は特異な存在であると言える。

その紫香楽宮跡出土歌木簡とは、片面に「なにはつ」の歌、もう片面に「あさかやま」の歌を記したものである。「なにはつ」の歌は、都城・地方を問わず各地出土の歌木簡の約半数近くがこの歌を記しており、歌木簡に記される歌として最も普遍的なものと言つてよいし、「あさかやま」の歌は周知の如く『万葉集』に採録された歌である（巻十六—三八〇七）。二首の歌とも当時から人口に膾炙した有名な歌であり、栄原氏が述べるように、儀礼の場で歌が唱和される時にこの歌木簡が用いられた可能性は高いだろう。

一方、同じく複数の歌を記しているとは言え、秋田城跡出土歌木簡はこれとはかなり性質を異にすると見なければならない。栄原氏は歌木簡をA・B二種類に分類し、儀礼で用いられたものをA、その他をBとし、秋田城跡のものはBに分類している。A類歌木簡の多くは復元すると二尺近くの長さになるものが多く、儀礼の場における象徴性が強く意識されている¹¹。一方、秋田城跡のものは復元長一尺程度とやや短く、私見による復元案では少なくとも三首の歌が表裏にわたって記されていたはずであり、これを儀礼の場に持ち込んで歌の唱和に用いるという場面は想定しがたい。栄原氏がこの木簡をB類に分類されるのは妥当であろう。

しかし、この歌木簡は儀礼と全く無関係な存在とも考えられない。表面最終行に記されている歌は「はるなれば」の句で始まつており、恐らくは新春を祝う儀式であると考えられる。各地で見つかっている歌木簡には新春を祝う儀式で用いられたと考えられるものが多く、孝徳朝の前期難波宮跡（難波長柄豊崎宮跡）から出土した「はるくさのはじめのとし」の歌木簡などはその典型的なものである。そもそも「なにわつ」の歌も「いまははるべとさくやこのはな」と春を迎える喜びを歌つた歌なのであって、栄原氏の分類による

A類歌木簡の多くがこの歌を記すことからみても、その大半は新春儀礼における迎春歌の唱和に用いられたのではなかろうか。

こうした迎春歌の唱和を伴う新春儀礼が各地の国府でも行われていたことは、因幡國守であった大伴家持が天平宝字三年（七五九）

正月一日に因幡國府へ国郡司を招いて饗宴を催した際の歌「あらたしきとしのはじめのはつはるのけふふるゆきのいやしけよこと」

（『万葉集』卷廿一四五十六）などからも知られるところであり、元日に因幡國府へ参集した国郡司らが宴席で國守に続いて彼の作歌を共に唱和した場面が想像される。出羽國府である秋田城には守・介の常駐していたことが知られているので、正月元日には守以下の

国司や管下諸郡の郡司らが出席する迎春の饗宴が城内で催されたはずである。そのような場において、出席者が宴席で作った迎春歌をその都度書き留めたり、または皆で唱和するために事前に作っておいた歌をいくつか控え記しておく、といった用途で木簡が使用されるのはあり得ることであろう。秋田城跡出土歌木簡の用途として、まずはこのような想定をしておきたい。

あるいは、既存の歌集から迎春にふさわしい歌を抜き出し、饗宴に備えて控えておく、という用途でこの木簡が使用された可能性についても言及したい。地方官衙における歌集の存在、もしくは歌集の有り様を知る者の存在を示す木簡として、次のようなものがある。

長登銅山跡出土第六二二号木簡¹²

〔作カ〕

□恋我鴨天地□
□□□□□□□□□

（96）×27×6（mm） 019型式



この木簡は、出土当初は歌とは全く無関係な木簡とみられており、「鴨」字については人名の一部と理解されていた。ところが、東野治之氏が「恋」字の存在に気付き、「鴨」字も歌の末尾によく用いられる詠嘆表現「かも」ではないかと指摘したことによつて、歌に關わる木簡として知られるようになったものである。¹³ 木簡は上端が折れており、元々歌全体を記していたのかどうかについては不明であるが、「恋ふる我かも」という文言が歌の一部を構成する歌句である可能性は高いであろう。

この木簡で注目すべきは、「恋」「我」「鴨」のいずれもが訓字によって記されている点である。これに対し、これまで各地で見つかっている歌木簡の大半は、秋田城跡出土例も含め一字一音仮名に

よつて表記されている。一字一音仮名は発声を正確に記すのに適した表記法であるから、木簡を手に持ち声を出して歌を唱和するという用途には適切である。¹⁴ 実際にそのような木簡が多数出土していることは、歌が唱和される場に近い所では歌の表記法が一字一音仮名を原則としたことを示している。一方、訓字表記は『万葉集』を代表とする歌集にみられる歌の表記法である。一字一音仮名表記が文字 자체の意味と無関係に発音を記す記号として漢字を使用するのに対し、訓字表記は漢字の持つ意味とその内容を関連づけた表記法であるから、字面からイメージが即座に喚起される、というメリットがある。しかしその反面、書かれた歌が実際にどのように発声されるのが一見してわかりにくい、というデメリットも存在する。要するに、一字一音仮名表記は歌を音声で発することを前提にした表記法であるのに対し、訓字表記は歌を文字で記録することを前提にした表記法なのである。

この木簡が出土した長登銅山跡は、和同開珎鑄造原料の銅を採掘するため奈良時代初期に開発された国家直轄の銅山（長門国採銅所）の遺跡であり、木簡は全て奈良時代のものである。銅山における銅生産の現場では長門国在住の人々が雇役丁として労役に従事していたが、彼らが歌を木簡に記した主体であつたとは考えがたい。銅山における財務や製品銅管理といった業務は長門国司の管轄とされており、こうした事務運営には国司の掾・目クラスの官人が関与していたことが木簡の記載から知られている。この木簡の記主は、歌集を実際に手にしていたか、あるいは歌集における歌の有り様を知っていた国司級の人物であろう。

奈良時代の地方官衙、特に国司のような中央からの派遣官が駐在している官衙では、山中僻地の鉱山管理事務所のような所でさえ、歌集に触れたことがある者が存在した徵証が見出される。秋田城は辺境の地に所在するとはいえ、国守が常駐する一国の政治拠点であり、かつ都城由来の文化が花開いた文化拠点でもある。歌集の一編程度が存在したとしてもさほどの違和感はあるまい。

以上、秋田城跡出土歌木簡の用途をめぐって、新春儀礼において唱和される歌の記録もしくは準備、あるいはそれに関わる歌集の存在など、いくつかの可能性を述べた。いずれも憶測の域を出るものではなく、木簡の用途についての結論を軽々に出すことはできないが、「はるなれば」の歌句にこの歌木簡と新春儀礼との何らかの関連性を記されていることも参考になろう。¹⁶

わりが示されており、その儀礼が秋田城で行われたものであることだけは認められよう。地方官衙における儀礼の場およびその周辺では、歌を記した様々な種類の木簡がそれぞれの用途に応じて用いられていてるのである。

おわりに

本稿では、秋田城跡出土歌木簡を題材に、地方官衙における歌木簡の使用実態についていくつかの推測を試みた。地方における言語文化の様相はまだまだ不明なことが多く、その解明のために木簡を始めとする文字出土資料の分析が欠かせない。断片的な歌句や歌の一部を記したと思われる木簡は地方からも多数発見されている。地方における歌のあり方を知る上では、そうした断片的資料にも目を向けていかなければならぬであろう。今後の課題としておく。

注

1 調査は秋田城跡調査事務所において二〇一〇年九月一三日・二〇一二年二月二七日の二回実施した。調査に際しては伊藤武士氏をはじめとする秋田市教育委員会の皆様方に大変お世話になった。ここに厚く謝意を表する。

2 木簡（ないしは漆紙文書）番号と出土状況については、秋田市教育委

員会秋田城跡調査事務所編『秋田城出土文字資料集Ⅱ』（秋田市、一九九二年）に従つた。以下、同書を「文字資料集」と記す。伊藤武士『秋田城跡』（同成社、二〇〇六年）も隨時参照した。

3 文字資料集の第一号文書解説（平川南執筆）は、秋田城が奈良時代の出羽国府であるという見解を前提に、この文書を案文と理解する。国府の所在地は秋田ではなく庄内地方とする説（今泉隆雄「秋田城の初步的考察」（虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年））もあるが、本稿では文字資料集の立場に従つて秋田城を国府と見なしておく。

4 秋田城跡出土木簡の釈文については、木簡保存処理後に行われた再釈読調査の成果が公表されており、保存処理前の釈讀に基づく文字資料集所収の釈文を大幅に改めている。以下、これらを新公表釈文と記す。ただし、第五一号木簡については新旧の公表釈文とも同一である。新公表釈文は以下の文献に収載されている。小松正夫「釈文の訂正と追加」秋田・秋田城跡（第一・八・一二号）」（『木簡研究』二九、二〇〇七年）、青森県史編さん古代部会編『青森県史』資料編古代一・出土文字資料（青森県、二〇〇八年）。

5 古尾谷知浩「一石俵の付札」（『Hersotec』五一一、二〇一年）。

6 この租穀がもし荷札を付けたまま一定期間最上郡正倉に收められていたとすると、木簡の投棄年代は天平神護年間からかなり下る可能性も生じてくる。しかし、租穀を倉に貯蓄する際は俵を解いて穀のみをバラ積みすることが多いから、納庫を経ていらない可能性のほうが高いであろう。例えば秋田城で急に米が必要になつたため、最上郡で徵収した租穀を官司の命令で俵詰めのまま転送させたといった状況が想定でき、荷札の年紀からさほど隔たらぬうちに消費された可能性が高いと言えよう。

7 吉田金彦『秋田城木簡に秘めた万葉集—大伴家持と笠女郎』（おうふう、二〇〇〇年）。なお、天応二年は八月十九日に延暦元年へ改元、大伴家持は延暦四年（七八五）に死去する。

8 栄原永遠男『万葉歌木簡を追う』（和泉書院、二〇一一年）。以下、栄原氏の見解は全てこれによる。紫香楽宮跡など他の遺跡から出土した歌木簡についての同氏の所見も全て同書を参照した。

9 表面については、一首の歌（例えば長歌）を右行から左行に繋げて記しているという可能性も全く否定はできないが、裏面が一行のみであることからすれば、表面も一行一首と見るのが妥当であろう。

10 栄原氏は、歌全体が記されたものだけを歌木簡と定義し、万葉仮名で歌の一部らしきものが記されたものは除外している。木簡の残存状況によつては、それが元々歌全体を記した一部であるのか、習書・落書の類なのかを判別するのは困難である。

11 本書所収の遠藤慶太氏論文参照。

12 美東町史編さん委員会編『美東町史（改訂版）』資料編（美東町、二〇〇四年）。木簡の写真も同書より転載。長登銅山跡の概要については同書の通史編を参照。

13 東野治之「近年出土の飛鳥京と韓国の木簡」（『古事記年報』四五、二〇〇三年。同『日本古代史料学』（岩波書店、二〇〇五年）に再録）。

14 この点は犬飼隆氏が強調されている（同「『歌』を書いた木簡」（同『木簡による日本語書記史』二〇一増訂版）笠間書院、二〇一一年）ほか）。なお、歌木簡の中には、一字一音仮名表記を基本としつつ、「玉爾有波手尔麻伎母知而」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』三八、二三頁上段）のように訓字表記を部分的に交ぜるもののが存在する。毛利正守氏が指摘するように、こうした場合の訓字には読みやすく誤読の少ない

字が用いられている（同「歌木簡と人麻呂歌集の書記をめぐって」（『萬葉』二〇五、二〇〇九年））。歌を声に出して「読む」場で歌木簡が用いられたことがここからも分かる。

15 この木簡には、歌に続けて割注様の記載がある。その意味するところは不明だが、あるいは歌の左注のようなものかもしだれず、ここからもこの木簡の背景に歌集の存在をうかがうことができるかもしだれない。

16 「将念人尔有莫國歎情盡而戀流吾毳（おもふらむひとにあらなくにねもころにこころつくしてこゑるあれかも）」（卷四一六八二）。

17 竹内亮「古代官営採銅事業と雇役制」（栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年）。